

保護者各位

認定こども園 舞戸保育所

園長 吉田 諭大



保育料決定通知書について

鯉ヶ沢町福祉衛生課より平成 31 年度 4～8 月分の保育料決定通知書が届きましたので配布します。
兄弟が同時入園している場合、封筒の中に全員分まとめて同封されています。

保育料は市町村民税所得割課税額により決定されています。

(4～8 月分…平成 30 年度市町村民税所得割課税額により決定。9～3 月分…平成 31 年度市町村民税所得割課税額により決定。)

保育料の切り替えの時期は 9 月となり、切り替えが発生した方には改めて通知されます。

今回決定した保育料は、平成 30 年度 9～3 月分と同様に平成 30 年度市町村民税所得割課税額により算出されていますが、幼児教育の段階的無償化の推進(市町村民税非課税世帯の第 2 子無償化・年収約 360 万円未満相当世帯の保護者負担軽減)により、保育料が変更になっている場合があります。

※保育料の決定について何かご不明な点がありましたら、鯉ヶ沢町福祉衛生課 子ども家庭班までおたずねください。

※今年 10 月から始まる予定の「幼児教育の無償化」(3～5 歳児全員と、0～2 歳児の市町村民税非課税世帯が対象)につきましては、詳細が分かり次第お知らせします。



認定こども園の利用は保護者と園との直接契約であり、町が定めた保育料を、毎月こども園に納めていただくことになっています。

請求書と納入袋を毎月 20 日頃に配布しますので、毎月 25 日頃までに納入してください。

(※納入袋は必ずおたよりホルダーに挟んで持たせ、連絡帳や口頭で、保育料が入っていることをお知らせください。)

(※保育料は土曜日や夕方など、銀行が開いていない時間にはご持参いただかないようご協力をお願いします。)

納入が確認できましたら、領収証をお渡しします。請求書と領収書は大切に保管してください。

※1 号認定児に関しましては、昨年度は保育料を保育料納入袋、一時預かり(幼稚園型)利用料を雑費袋と、別々に納入いた
だいておりましたが、今年度は保育料納入袋にてまとめて請求させていただきます。

料金計算システムの関係上、保育料と一時預かり利用料を分けて請求することができず、月末締めとなる一時預かり利用料が確定し次第の請求となりますので、納入袋の配付日が 2・3 号認定の子と異なる場合があります。

(ただし、納入袋配付日において、一時預かりの利用料が既に上限額の 4,000 円に達している場合は通常通り配付します。)